

第56 保護の種類別被保護世帯数及び被保護人員

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

年 月 日 5 6 0

(総括表)

平成 年 月分報告

		保護世帯数・人員(実数) (月 中)		保 護 の 種 類 (月 中)							
		現に保護を 受けたもの (1)	保護停止中 のもの (2)	生活扶助 (3)	住宅扶助 (4)	教育扶助 (5)	医療扶助 (6)	出産扶助 (7)	生業扶助 (8)	葬祭扶助 (9)	計 (10)
世 帯 数 (01)											
人 員 (02)											
日本の国 籍を有し ないもの (再掲)	世帯数 (03)										
	人 員 (04)										

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。

「都道府県

日本工業規格A列4番(11年度分)

(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、指定都市名とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

中核市」

記入要領

出産扶助及び葬祭扶助において、世帯数と人員が異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

1 世帯数≤人員

2 世帯数が0のときは人員も0

3 (10) = 各表側の(3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9)

4 (1)の世帯数 - (3)の世帯数 ≤ (1)の人員 - (3)の人員

5 (1)の世帯数 (01) = 「第57の(10)の計 (07)」

6 (1)の世帯数 (01) ≥ (3)の世帯数 (01) + 「第57の(4)の計 (07) + (9)の計 (07)」

7 (1)の人員 (02) ≥ (5)の人員 (02) + 「第56の(2)の(5) + (4)」

8 (6)の世帯数 (01) ≥ 「第57の(4)の計 (07) + (9)の計 (07)」

9 (6)の人員 (02) = 「第56の(2)の(8) + (7)」

10 (1)の世帯数 (01) + (2)の世帯数 (01) = 「前月分報告の(1)の世帯数 (01)」 + 「前月分報告の(2)の世帯数 (01)」 + 「第59の(5)の世帯数 (01)」 - 「前月分報告の第59の(9)の世帯数 (01)」

11 (1)の人員 (02) + (2)の人員 (02) = 「前月分報告の(1)の人員 (02)」 + 「前月分報告の(2)の人員 (02)」 + 「第59の(5)の人員 (02)」 - 「前月分報告の第59の(9)の人員 (02)」 + 「第59の(2)の人員 (02)」 - 「前月分報告の第59の(3)の人員 (02)」

12 世帯数 (01) ≥ 日本の国籍を有しないもの(再掲)の世帯数 (03)

13 人員 (02) ≥ 日本の国籍を有しないもの(再掲)の人員 (04)

14 現に保護を受けたもの(1) ≥ 保護の種類欄の「各扶助」別

15 現に保護を受けたもの(1) ≤ 計(10)

(厚生省報告例)

第56の2 医療扶助人員

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

年 月 日 5 6 2

(総括表)

平成 年 月分報告

入				院		(月 中)		
医 療 扶 助 単 給				計	医 療 扶 助 併 給		計	老人保健施設 入 所 者 (再 掲)
医 療 扶 助 単 給 の み		そ の 他 の 単 給 (入院患者日用品費・一時的扶助等を含む)			精 神 病 (6)	そ の 他 (7)		
精 神 (1)	そ の 他 (2)	精 神 (3)	そ の 他 (4)					

入 院 外 (月 中)									
医 療 扶 助 単 給					医 療 扶 助 併 給		計	老人保健施設 通 所 者 (再 掲) (18)	訪 問 看 護 利 用 者 (再 掲) (19)
医 療 扶 助 単 給 の み		そ の 他 の 単 給 (一 時 的 扶 助 を 含 む)		計 (14)	精 神 病 所 外				
精 神 病 (10)	そ の 他 (11)	精 神 病 (12)	そ の 他 (13)		精 神 病 (15)	そ の 他 (16)			

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。

「都道府県

日本工業規格A列4番(11年度分)

(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、指定都市名とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

中核市」

審査要領

1 (1) + (2) + (3) + (4) = (5)

2 (5) + (6) + (7) = (8)

3 (8) ≥ (9)

4 (10) + (11) + (12) + (13) = (14)

5 (14) + (15) + (16) = (17)

6 (17) ≥ (18)

7 (17) ≥ (19)

8 (5) + (14) ≥ 「第57の(4)の計(07) + (9)の計(07)」

(厚生省報告例)

第57 世帯の労働力類型別被保護世帯数

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 年 月分報告

5 7 0

年 月 日
(総括表)

		現 に 保 護 を 受 け た 世 帯 数 (月 中)										
		単 身 者 世 帯					2 人 以 上 の 世 帯					計 (1) ~ (4) (6) ~ (10) (12)
		高齢者世帯 (1)	障害者世帯 (2)	傷病者世帯 (3)	その他の 世帯 (4)	(再掲) 医 療扶助単給 (5)	高齢者世帯 (6)	母子世帯 (7)	障害者世帯 (8)	傷病者世帯 (9)	その他の 世帯 (10)	(再掲) 医 療扶助単給 (11)
世帯主が働いている世帯	常用労働者 (01)											
	日雇労働者 (02)											
	内職者 (03)											
	その他の就業者 (04)											
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯 (05)												
働いている者のいない世帯 (06)												
計 (07)												

日本工業規格 A 列 4 番 (11年度分)

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。
(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、

「都道府県
指定都市名
中核市」

審査要領
1 (12) = 各表側の(1) + (2) + (3) + (4) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)
2 (07) = (01) + (02) + (03) + (04) + (05) + (06)

(厚生省報告例)

第58 保護施設・在 所 者

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 5 8 0

年 月 日
県

		施設数 (1)	定員 (2)	入所者数(年度中)		退所者数(年度中)		年 度 末 現 在 員 数			
				被保護者 (3)	そ の 他 (4)	被保護者 (5)	そ の 他 (6)	被 保 護 者			そ の 他 (10)
								管 内 分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)	
救 護 施 設	公 立 (01)										
	私 立 (02)										
更 生 施 設	公 立 (03)										
	私 立 (04)										
授産施設	施設授産	公 立 (05)									
		私 立 (06)									
	家庭授産	公 立 (07) ()									
		私 立 (08) ()									
宿 所 提 供 施 設	公 立 (09)										
	私 立 (10)										

日本工業規格 A 列 4 番

記入要領
施設数、定員が前年度分報告と異なるときは、その旨を欄外に注記すること。

審査要領
1 (9) = 「前年度分報告の(9)」 + (3) - (5)
2 (10) = 「前年度分報告の(10)」 + (4) - (6)
3 (7)に計上数があれば(1)・(2)にも計上されていること。

第59 保護の開始・廃止及び変更

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

年 月 日 県

(総括表)

平成 年 月分報告

	前月末現在 未処理 件数 (1)	申請件数 (2)	申請取下 げ件数 (3)	申請却下 件数 (4)	保 護 開 始			月末現在 未処理 件数 (8)	保 護 廃 止			保 護 変 更	
					決 定	転 入 (再掲)	職 権 保 護 (再掲)		決 定	一時的扶助 (再掲)	転 出 (再掲)	増 (12)	減 (13)
世帯数 (01)					(5)	(6)	(7)		(9)	(10)	(11)		
人 員 (02)													

日本工業規格A列4番 (11年度分)

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。

「都道府県

(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、あるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

中核市」

審査要領

- (1) = 「前月分報告の(8)」
- (8) = (1) + (2) + 「(7)の世帯数(01)」 - (3) - (4) - 「(5)の世帯数(01)」
- 世帯数(01) ≤ 人員(02)
- 世帯数(01) が 0 のときは人員(02) も 0
- (5) ≥ (6)
- (5) ≥ (7)
- (9) ≥ (10)
- (9) ≥ (11)
- (5) ≥ (10)

第59の2 保護開始の理由・世帯類型・世帯主の年齢階級別世帯数

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

年 月 日 県

平成 11 年 9 月分報告

		傷病による		傷病によらな										計
		世帯主の 傷病 (1)	世帯員の 傷病 (2)	働いてい た者の 死亡 (3)	働いてい た者の 離別等 (4)	定 年 ・ 失業 (5)	老 齢 に 在 (6)	事業不振 ・ 倒産 (7)	その他の 働きのよ る収入の 減少 (8)	社会保障 給付金の 減少・喪失 (9)	仕送りの 減少・喪失 (10)	貯金等の 減少・喪失 (11)	その他 (12)	
世帯 類型 ・ 世帯 構造	高齢者世帯(01)													
	(再掲)単身世帯(02)													
	母子世帯(03)													
	傷病者世帯(04)													
	(再掲)単身世帯(05)													
	障害者世帯(06)													
	(再掲)単身世帯(07)													
	その他の世帯(08)													
	(再掲)単身世帯(09)													
世帯 主の 年齢 階級	19歳以下(10)													
	20 ~ 29(11)													
	30 ~ 39(12)													
	40 ~ 49(13)													
	50 ~ 59(14)													
	60 ~ 64(15)													
	65 ~ 69(16)													
	70歳以上(17)													
計 (18)														

日本工業規格A列4番

審査要領

- 計(18)の計(18) = 「第59(5)の世帯数(01) - (6)の世帯数(01)」
- 計(18) = (01) + (03) + (04) + (06) + (08) = (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)

第59の3 保護歴を有する世帯の保護開始理由別世帯数

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 年 月分報告

1 1 0 9 5 9 3

		傷病による		傷病に		よ		ら		な		い		計
		世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働いてい た者の 死亡	働いてい た者の 離別等	定年 ・失業	老齢に よる	事業不振 ・倒産	その他の 働きによ る収入の 減少	社会保険 給付金の 減少 ・喪失	仕送りの 減少 ・喪失	貯金等の 減少 ・喪失	その他	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
前回 廃止 時 から の 期 間	3月未満(01)													
	3月～6月(02)													
	6月～1年(03)													
	1年～2年(04)													
	2年～3年(05)													
	3年～4年(06)													
	4年～5年(07)													
	5年以上(08)													
	計(09)													

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 計(03)の前回廃止時からの期間計(09)≦「第59(5)の(01)～(6)の(01)」
- 2 計(09)=(01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)+(07)+(08)

第59の4 保護開始前の医療保険の加入状況別保護開始人員

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年 9 月分報告

1 1 0 9 5 9 4

	医 療 保 険 加 入			医療保険未加入	そ の 他	計
	国民健康保険	被 用 者 保 険				
		被 保 険 者	被 扶 養 者			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
19 歳 以 下 (01)						
20 ～ 29 (02)						
30 ～ 39 (03)						
40 ～ 49 (04)						
50 ～ 59 (05)						
60 ～ 64 (06)						
65 ～ 69 (07)						
70 歳 以 上 (08)						
計 (09)						

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 計(6)の計(09)＝「第59(5)の(02)～(6)の(02)」
- 2 計(09)=(01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)+(07)+(08)

(厚生省報告例)

第59の5 保護廃止の理由・世帯類型・世帯主の年齢階級別世帯数

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 9 5 9 5

年 月 日 県

平成 11 年 9 月分報告

		傷病治療		死 亡	失 少	働 き による収入の増 加 ・ 取得	働 き 手 の 転 入	社会保 障 給 付 金 の 増 加	仕 送 り の 増 加	親 類 ・ 縁 者 等 の 引 取	施 設 入 所	医 療 費 の 他 法 負 担	そ の 他	計
		世 帯 主	世 帯 員											
世帯類型・世帯構造	高 齢 者 世 帯 (01)													
	(再掲)単身世帯 (02)													
	母 子 世 帯 (03)													
	傷 病 者 世 帯 (04)													
	(再掲)単身世帯 (05)													
	障 害 者 世 帯 (06)													
	(再掲)単身世帯 (07)													
	そ の 他 の 世 帯 (08)													
	(再掲)単身世帯 (09)													
世帯主の年齢階級	19 歳 以 下 (10)													
	20 ～ 29 (11)													
	30 ～ 39 (12)													
	40 ～ 49 (13)													
	50 ～ 59 (14)													
	60 ～ 64 (15)													
	65 ～ 69 (16)													
	70 歳 以 上 (17)													
計 (18)														

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 計(18)の計(18) = 「第59(9)の世帯数(01) - (10)の(01) - (11)の(01)」
2 計(18) = (01) + (03) + (04) + (06) + (08) = (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)

(厚生省報告例)

第60 医療費の審査及び決定

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 6 0 0

年 月 日 県

平成 11 年度分報告

		基 金 審 査 結 果		知 事 審 査 結 果						再 審 査 請 求		そ の 他	
				知 事 決 定									
				支 払 確 定		増 額		減 額					
		件 数 (1)	金 額 (2) (千円)	件 数 (3)	金 額 (4) (千円)	件 数 (5)	金 額 (6) (千円)	件 数 (7)	金 額 (8) (千円)	件 数 (9)	金 額 (10) (千円)	件 数 (11)	金 額 (12) (千円)
一 般 診 療	入 院 (01)												
	入 院 外 (02)												
歯 科 診 療 (03)													
計 (04)													

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (1) = (3) + (9) + (11)
2 (2) = (4) - (6) + (8) + (10) + (12)

(厚生省報告例)

第60の2 医療扶助実施状況

(生活保護法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 年 月分報告

6 0 2

年 月 日 県

(総括表)

	入 退 院 患 者 数 (月 中)							
	入 院 患 者 数				退 院 患 者 数			
	保護の開始 (1)	保護の変更		計 (4)	保護の廃止 (5)	保護の変更		計 (8)
		入院外医療扶助を受けていたもの (2)	その他 (3)			入院外医療扶助を受けるもの (6)	その他 (7)	
精 神 病 (01)								
そ の 他 (02)								
計 (03)								

日本工業規格A列4番 (11年度分)

- (備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。
(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、「都道府県 指定都市名 中核市」とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

審査要領

- (4)=(1)+(2)+(3)
- (8)=(5)+(6)+(7)
- (03)=(01)+(02)
- (1)の計 (03) ≤ 「第59の(5)の人員 (02)」
- (5)の計 (03) ≤ 「第59の(9)の人員 (02)」

(厚生省報告例)

第61 身体障害者手帳交付台帳登載数

(身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 6 1 0

年 月 日 県

		前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中) (2)	転入 (年度中) (3)	転出・返還 (年度中) (4)	変更(年度中)		年度末現在 (7)
						18歳に達した場合 (5)	障害の種類 (6)	
視 覚 障 害	18歳未満(01)							
	18歳以上(02)							
聴覚・平衡機能障害	18歳未満(03)							
	18歳以上(04)							
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満(05)							
	18歳以上(06)							
肢体不自由	18歳未満(07)							
	18歳以上(08)							
内 部 障 害	18歳未満(09)							
	18歳以上(10)							
計	18歳未満(11)							
	18歳以上(12)							

日本工業規格A列4番

記入要領

- (5)、(6)欄は「+」・「-」で計上すること。
- 本年度中に18歳に達し、かつ、障害の種類に変更があった場合は、まず「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害の種類(6)」で障害の種類の変更を処理すること。

審査要領

- (1) = 「前年度分報告の(7)」
- (7) = (1) + (2) + (3) - (4) + (5) + (6)
- (5)の障害の種類別の各欄18歳未満 + 18歳以上 = 0
- (6)の計の18歳未満 (11) = 0
- (6)の計の18歳以上 (12) = 0

(厚生省報告例)

第61の2 18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数

(身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 6 1 2

年

県

平成

11

年度分報告

	障 害 の 程 度 別 人 員 (年 度 中)						
	1 級 (1)	2 級 (2)	3 級 (3)	4 級 (4)	5 級 (5)	6 級 (6)	計 (7)
視 覚 障 害 (01)							
聴覚・平衡機能障害 (02)							
聴 覚 (03)							
平 衡 機 能 (04)							
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害 (05)							
肢 体 不 自 由 (06)							
上 肢 (07)							
下 肢 (08)							
体 幹 (09)							
運動機能障害 (10)							
上肢機能 (11)							
移動機能 (12)							
内 部 障 害 (13)							
心臓機能障害 (14)							
じん臓機能障害 (15)							
呼吸器機能障害 (16)							
ぼうこう・ 直腸機能障害 (17)							
小腸機能障害 (18)							
免疫機能障害 (19)							
計 (20)							

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 視覚障害 (01) の計(7)＝「第61の新規交付(2)の視覚障害の18歳以上 (02)」
- 2 聴覚・平衡機能障害 (02) の計(7)＝「第61の新規交付(2)の聴覚・平衡機能障害の18歳以上 (04)」
- 3 音声・言語・そしゃく機能障害(05)の計(7)＝「第61の新規交付(2)の音声・言語・そしゃく機能障害の18歳以上(06)」
- 4 肢体不自由 (06) の計(7)＝「第61の新規交付(2)の肢体不自由の18歳以上 (08)」
- 5 内部障害 (13) の計(7)＝「第61の新規交付(2)の内部障害の18歳以上 (10)」
- 6 計 (20) の計(7)＝「第61の新規交付(2)の計の18歳以上 (12)」

(厚生省報告例)

第62 身体障害者の更生援護

(身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 6 2 0

		相談指導及び措置									
		取扱 実人員 (1)	件数								
			身体障害 者手帳 (2)	更生医療 (3)	補装具 (4)	職業 (5)	施設 (6)	医療保健 (7)	生活 (8)	その他 (9)	計 (10)
身体 障害 者	視覚障害(01)										
	聴覚・平衡機能 障害(02)										
	音声・言語・そ しゃく機能障害(03)										
	肢体不自由(04)										
	内部障害(05)										
	計(06)										
その他(手帳のない者) の者(18歳未満の者)(07)											

日本工業規格A列4番

審査要領
(1) ≤ 10

(厚生省報告例)

第62の2 身体障害者更生相談所における処理

(身体障害者福祉法)

都道府県名
指定都市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 6 2 2

	取 扱 実 人 員	相 談 内 容							判 定 内 容							判 定 書 交 付 件 数
		更 生 医 療	補 装 具	職 業	施 設	生 活	そ の 他	計	手 帳 交 付 要 否 診 断	医 学 的 判 定		心 理 判 定	職 能 判 定	そ の 他 の 判 定	計	
										更 生 医 療	補 装 具					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
来 所 (01)																
巡 回 (02)																

日本工業規格A列4番

審査要領
(1) ≤ (8) + (15)

第63 身体障害者の補装具交付及び修理

(身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 6 3 0

年

県

平成

11

年度分報告

		交 付				修 理			
		申請件数	決定件数	金 額		申請件数	決定件数	金 額	
				身体障害者福祉法による公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)			身体障害者福祉法による公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
義 肢	義 手 (01)								
	義 足 (02)								
装 具	下 肢 (03)								
	靴 型 (04)								
	体 幹 (05)								
	上 肢 (06)								
座位保持装置	普 通 型 (07)								
	そ の 他 (08)								
盲 人 安 全 つ え (09)									
義 眼 (10)									
眼 鏡	色 め が ね (11)								
	矯 正 眼 鏡 (12)								
	遮 光 眼 鏡 (13)								
	コンタクトレンズ (14)								
弱 視 眼 鏡 (15)									
点 字 器 (16)									
補聴器	標 準 型 箱 形 (17)								
	標 準 型 耳 掛 形 (18)								
	高度難聴用箱形 (19)								
	高度難聴用耳掛形 (20)								
	挿耳型(レディメイド) (21)								
	挿耳型(オーダーメイド) (22)								
骨 導 型 (23)									
人 工 喉 頭	笛 式 (24)								
	電 動 式 (25)								
車いす	普 通 型 (26)								
	そ の 他 (27)								
電 動 車 い す (28)									
歩 行 器 (29)									
頭 部 保 護 帽 (30)									
収 尿 器 (31)									
ス ト マ 用 装 具 (32)									
歩 行 補 助 つ え (33)									
そ の 他 (34)									
計 (35)									

日本工業規格 A 列 3 番

記入要領

- 1 1件当たりの経費が交付基準額より大となると、又は著しく小となるときは、その理由を欄外に注記すること。
- 2 コンタクトレンズ、補聴器等の様に右と左でそれぞれ1件として交付されるものは、右と左と同時に申請があった場合は「2」と計上すること。

審査要領

- 1 (2)に計上数があるときは(3)、(4)のいずれかに計上数があること。
- 2 (6)に計上数があるときは(7)、(8)のいずれかに計上数があること。
- 3 $\frac{(3)+(4)}{(2)} \leq 1$ 件当たりの交付基準額
- 4 $\frac{(7)+(8)}{(6)} \leq 1$ 件当たりの修理基準額

(厚生省報告例)

第64 身体障害者の更生医療

(身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1	1	0	0	6	4	0	
年				県			

		給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	支 払 決 定				実 人 員 (7)
				金 額				
				公 費 負 担 額 (千円) (3)	社会保険負担額 (千円) (4)	老人保健負担額 (千円) (5)	自 己 負 担 額 (千円) (6)	
入 院	視 覚 障 害 (01)							
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 (02)							
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 (03)							
	肢 体 不 自 由 (04)							
	心 臓 機 能 障 害 (05)							
	じ ん 臓 機 能 障 害 (06)							
	小 腸 機 能 障 害 (07)							
	免 疫 機 能 障 害 (08)							
	計 (09)							
入 院 外	視 覚 障 害 (10)							
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 (11)							
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 (12)							
	肢 体 不 自 由 (13)							
	心 臓 機 能 障 害 (14)							
	じ ん 臓 機 能 障 害 (15)							
	小 腸 機 能 障 害 (16)							
	免 疫 機 能 障 害 (17)							
	計 (18)							
訪 問 看 護 (老 人 含 む) (19)								

日本工業規格A列4番

審査要領
「支払決定」の「金額(3X4X5X6)」のいずれかに金額が計上されているときは、「実人員(7)」にも数が計上されていること。

(厚生省報告例)

第65 身体障害者短期入所事業・入所延人員・延日数

(身体障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1	1	0	0	6	5	0	
年				県			

	管 内		実 施		被 保 護 世 帯		そ の 他 の 世 帯	
	市町村数 (1)	施設数 (2)	市町村数 (3)	施設数 (4)	延 人 員 (5)	延 日 数 (6)	延 人 員 (7)	延 日 数 (8)
社 会 的 理 由 (01)								
私 的 理 由 (02)								
訓 練 的 理 由 (03)								

日本工業規格A列4番

審査要領
「延人員(5X7)」≦「延日数(6X8)」

第66 老人ホーム・在所者

(老人福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 6 6 0

年

県

平成

11

年度分報告

		施設数 (1)	定員 (2)	入所者数 (年度中)		退所者数 (年度中)		年度末現在員数			
				被措置者 (3)	その他 (4)	被措置者 (5)	その他 (6)	被措置者			その他 (10)
								管内分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)	
養護老人ホーム	公立 (01)										
	私立 (02)										
特別養護老人ホーム	公立 (03)										
	私立 (04)										
軽費老人ホーム (A型)	公立 (05)										
	私立 (06)										
軽費老人ホーム (B型)	公立 (07)										
	私立 (08)										
軽費老人ホーム (ケアハウス)	公立 (09)										
	私立 (10)										

日本工業規格A列4番

審査要領

- (9) = 「前年度分報告の(9)」 + (3) - (5)
- (10) = 「前年度分報告の(10)」 + (4) - (6)
- (7)に計上数があるときは(1)、(2)にも計上数があること。

(厚生省報告例)

第66の2 老人ホームの費用徴収（被措置者分）
階層別措置人員
（老人福祉法）

1 1 0 0 6 6 2

年	県	養護老人ホーム （4月1日現在） （1）
1	(01)	
2	(02)	
3	(03)	
4	(04)	
5	(05)	
6	(06)	
7	(07)	
8	(08)	
9	(09)	
10	(10)	
11	(11)	
12	(12)	
13	(13)	
14	(14)	
15	(15)	
16	(16)	
17	(17)	
18	(18)	
19	(19)	
20	(20)	
21	(21)	
22	(22)	
23	(23)	
24	(24)	
25	(25)	
26	(26)	
27	(27)	
28	(28)	
29	(29)	
30	(30)	
31	(31)	
32	(32)	
33	(33)	
34	(34)	
35	(35)	
36	(36)	
37	(37)	
38	(38)	
39	(39)	
計	(40)	

都道府県
指定都市名
中核市

平成 年度分報告

特別養護老人ホーム （4月1日現在） （2）
1 (01)
2 (02)
3 (03)
4 (04)
5 (05)
6 (06)
7 (07)
8 (08)
9 (09)
10 (10)
11 (11)
12 (12)
13 (13)
14 (14)
15 (15)
16 (16)
17 (17)
18 (18)
19 (19)
20 (20)
21 (21)
22 (22)
23 (23)
24 (24)
25 (25)
26 (26)
27 (27)
28 (28)
29 (29)
30 (30)
31 (31)
32 (32)
33 (33)
34 (34)
35 (35)
36 (36)
37 (37)
38 (38)
39 (39)
40 (40)
41 (41)
42 (42)
43 (43)
44 (44)
45 (45)
46 (46)
計 (47)

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (1)の計＝「前年度分報告の第66の(9)の養護老人ホーム（公立＋私立）」
2 (2)の計＝「前年度分報告の第66の(9)の特別養護老人ホーム（公立＋私立）」

(厚生省報告例)

第66の3 老人ホームの費用徴収（扶養義務者分）
階層別措置人員
（老人福祉法）

1 1 0 0 6 6 3

年	県	養護老人ホーム （4月1日現在） （1）	特別養護老人ホーム （4月1日現在） （2）
A	(01)		
B	(02)		
C ₁	(03)		
C ₂	(04)		
D ₁	(05)		
D ₂	(06)		
D ₃	(07)		
D ₄	(08)		
D ₅	(09)		
D ₆	(10)		
D ₇	(11)		
D ₈	(12)		
D ₉	(13)		
D ₁₀	(14)		
D ₁₁	(15)		
D ₁₂	(16)		
D ₁₃	(17)		
D ₁₄	(18)		
扶養義務者なし	(19)		
計	(20)		

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (1)の計＝「第66の2の(1)の計」
2 (2)の計＝「第66の2の(2)の計」

(厚生省報告例)

第66の4 老人ホームの費用徴収の減額割合別措置人員
(老人福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市
平成 11 年度分報告

1 1 0 0 6 6 4

年 県		養 護 老 人 ホ ー ム (4 月 1 日 現 在) (1)	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム (4 月 1 日 現 在) (2)
減 額 な し (01)			
減 額 し て い る も の	10 % (02)		
	20 % (03)		
	30 % (04)		
	40 % (05)		
(再掲) 被措置者及び扶養義務者の両方が 費用徴収されているもの (06)			
計 (07)			

日本工業規格A列4番

- 審査要領
- 1 (1)の計 = 「第66の2の(1)の計」
 - 2 (2)の計 = 「第66の2の(2)の計」
 - 3 (06) ≤ (07)

(厚生省報告例)

第67 ホームヘルパー・派遣対象世帯数

(老人福祉法・身体障害者福祉法等)

都道府県
指定都市名
中核市

1	1	0	0	6	7	0	
---	---	---	---	---	---	---	--

年

県

平成

11

年度分報告

	設置市町村分 (年度末現在)		委託市町村分（再掲） (年度末現在)							ホームヘルパー 派遣対象世帯数 (年度末現在)		
	市 町 村 数 (1)	ホームヘルパー 数 (2)	市 町 村 数 (3)	市町村社会 福祉協議会		特別養護老人ホーム等 を経営している 社会福祉法人		そ の 他		老人 世帯 (10)	老人の いる世帯 (11)	その他の 世帯 (12)
				市 町 村 数 (4)	ホームヘルパー 数 (5)	市 町 村 数 (6)	ホームヘルパー 数 (7)	市 町 村 数 (8)	ホームヘルパー 数 (9)			
市 (01)												
町・村 (02)												

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (1)≥(3)
2 (2)≥(5)+(7)+(9)
3 (3)≤(4)+(6)+(8)

(厚生省報告例)

第67の2 老人デイサービス運営事業等・利用人員

(老人福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

1	1	0	0	6	7	2	
---	---	---	---	---	---	---	--

年

県

平成

11

年度分報告

	実施市町村数 (1)	実施施設数 (2)	利 用 延 人 員					
			基 本 事 業		通 所 事 業		訪 問 事 業	
			要介護老人等が利用 (3)	要介護老人等の家族が利用 (4)	給食サービス (5)	入浴サービス (6)	入浴サービス (7)	給食サービス (8)
痴呆性老人向け毎日通所型 デ イ サ ー ビ ス 事 業 (01)								
上記以外のデイスサービス事業 (02)								

	実施市町村数 (1)	実施事業数 (2)	利 用 延 人 員					
			配 食 サービス (3)	訪問入浴 サービス (4)	寝具洗濯乾燥 消毒サービス (5)	移 送 サービス (6)	家族介護者 技術支援・ 交流事業 (7)	そ の 他 サービス (8)
高齢者在宅生活支援事業 (03)								

日本工業規格A列4番

(厚生省報告例)

第67の3 老人短期入所運営事業実施状況

(老人福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 6 7 3

	実施市町村数 (1)	実施施設数 (2)	家族の介護を受けている場合								家族の介護を受けていない場合			
			被保護世帯				その他の世帯				被保護世帯		その他の世帯	
			社会的理由		私的 理由		社会的理由		私的 理由		被保護世帯		その他の世帯	
			延人員 (3)	延日数 (4)	延人員 (5)	延日数 (6)	延人員 (7)	延日数 (8)	延人員 (9)	延日数 (10)	延人員 (11)	延日数 (12)	延人員 (13)	延日数 (14)
老人短期入所施設 (01)														
(再掲) 痴呆性老人加算分 (02)														
特別養護老人ホーム (03)														
(再掲) 痴呆性老人加算分 (04)														
養護老人ホーム (05)														

	ホームケア事業						ナイトケア事業						送迎件数 数(7)	管内施設数 (1)	管内市町村数 (2)	を実施している市町村数 老人短期入所運営事業 (3)										
	実施市町村数 (15)	実施施設数 (16)	被世	保	護	常	そ	の	他	の	常	実施市町村数 (21)					実施施設数 (22)	被世	保	護	常	そ	の	他	の	常
			延人員 (17)	延日数 (18)	延人員 (19)	延日数 (20)	延人員 (23)	延日数 (24)	延人員 (25)	延日数 (26)																
老人短期入所施設(06)																										
(再掲)痴呆性老人加算分(07)																										
特別養護老人ホーム(08)																										
(再掲)痴呆性老人加算分(09)																										
老人短期入所施設(10)																										
特別養護老人ホーム(11)																										
養護老人ホーム(12)																										

記入要領

- 「実施市町村数(1)(15)(21)」欄については、要綱にいうショートステイ事業、ホームケア事業及びナイトケア事業について、指定した市町村の数を計上すること。
- 「実施施設数(1)(16)(22)」欄については、要綱にいうショートステイ事業、ホームケア事業及びナイトケア事業について、市町村の指定を受けた施設の数を計上すること。
- 「管内施設数(1)」欄については、都道府県、指定都市及び中核市内に所在する施設の数を計上すること。
- 「管内市町村数(2)」欄については、都道府県が管轄する市町村の数を計上すること。指定都市及び中核市は「1」と計上すること。

審査要領

- 延人員≦延日数

日本工業規格A列4番

(厚生省報告例)

第68 老人クラブ・会員数

(老人福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 6 8 0

適正クラブ (年度末現在)		その他のクラブ (年度末現在)		郡・市・町村老人クラブ連合会数 (年度末現在)		
クラブ数 (1)	会員数 (2)	クラブ数 (3)	会員数 (4)	郡部 (5)	市部 (6)	町村部 (7)

日本工業規格A列4番

第69 婦人相談所及び婦人相談員の経路別受付
(売春防止法)

都道府県名

1	1	0	0	6	9	0								
年 県							平成 11 年度分報告							
		本人 自身 (1)	警 察 関 係 (2)	法 務 関 係 (3)	他 の 婦 人 相 談 所 (4)	他 の 婦 人 相 談 員 (5)	福 祉 事 務 所 (6)	他 の 相 談 機 関 (7)	社 会 福 祉 施 設 等 (8)	医 療 機 関 (9)	教 育 関 係 (10)	縁 故 者 ・ 知 人 (11)	そ の 他 (12)	計 (13)
婦 人 相 談 所	新 規 (01)													
	再 来 (02)													
婦 人 相 談 員	新 規 (03)													
	再 来 (04)													

日本工業規格 A 列 4 番

記入要領
婦人相談所にいる婦人相談員が受け付けたものは「婦人相談員」に計上すること。

第69の2 婦人相談所及び婦人相談員の処理状況
(売春防止法)

1

1

0

0

6

9

2

年

県

都道府県名

平成 11 年度分報告

	処 理 済 実 人 員 (年 度 中)											指 導 (年度中) 延 件 数 ⑫	訪 問 調 査 指 導 延 件 数 (再 掲) ⑬	年 度 末 現 在 未 処 理 人 員		
	婦 人 保 護 施 設 所 ①	就 自 職 営 ②	結 婚 ③	家 庭 へ 送 還 ④	福 祉 事 務 所 へ 送 付 ⑤	婦 人 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ 移 送 ⑥	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ 移 送 ⑦	関 ・ 施 設 へ 移 送 そ の 他 の 関 係 機 ⑧	助 言 ・ 指 導 の み ⑨	そ の 他 ⑩	計 ⑪			一 時 保 護 ⑭	そ の 他 ⑮	
婦人相談所 (01)																
婦人相談員 (02)																

婦 人 相 談 所 の 一 時 保 護 延 人 員 (年 度 中)	要 保 護 女 子 (03)	
	要 保 護 女 子 が 同 伴 し た 乳 幼 児 (04)	

日本工業規格 A 列 4 番

記入要領
婦人相談所にいる婦人相談員が処理したものは「婦人相談員」に計上すること。
審査要領
婦人相談所 (01)、婦人相談員 (02) 欄について、
04 + 05 = 「前年度分報告の04 + 05」 + 「第69の03の新規 + 再来」 - 01

(厚生省報告例)

第70 婦 人 保 護 施 設 入 退 所 者 の 状 況

(売春防止法)

1 1 0 0 7 0 0

都道府県名

平成

11

年度分報告

入 所 人 員 (年度中) (1)	理 由 別 退 所 人 員 (年 度 中)							年 度 末 在 所 人 員 (9)	入 所 延 入 員 (10)	職業訓練の状況 (年度中)	
	就 自 職 営 (2)	婦 宅 ・ 婦 郷 (3)	結 婚 (4)	他 施 設 ・ 他 関 係 機 関 へ 移 送 (5)	無 断 退 所 (6)	そ の 他 (7)	計 (8)			施 設 内 訓 練 (11)	施 設 外 訓 練 (12)

要保護女子が同伴した
乳幼児の入所延人員
(年度中)

日本工業規格A列4番

記入要領

(10)には本年度中に入所した延日数を計上すること。

審査要領

(9)＝「前年度分報告の(9)」＋(1)－(8)

(厚生省報告例)

第71 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決

(生活保護法)

1 1 0 0 7 1 0

都道府県名

平成

11

年度分報告

		裁 決 件 数 (年 度 中)					60日をこえて審査 請求されたもの (再 掲) (年 度 中) (6)
		審 査 請 求 の 却 下 (1)	審 査 請 求 の 棄 却 (2)	審 査 請 求 の 容 認		計 (5)	
				係 争 処 分 の 取 消 (3)	係 争 処 分 の 変 更 (4)		
審 査 請 求 事 項	保護の開始又は 変更申請の却下 (01)						
	保 護 の 停 止 (02)						
	保 護 の 廃 止 (03)						
	保 護 の 変 更 (04)						
	そ の 他 (05)						
	計 (06)						

日本工業規格A列4番

第71の2 民生委員（児童委員）の推薦状況

(民生委員法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年度分報告

1	1	0	0	7	1	2		
---	---	---	---	---	---	---	--	--

[illegible]

日本工業規格A列4番

記入要領

解雇理由が任期満了のときは(8)に計上すること。

審查要領

- 1 (2) = 「前年度分報告の(10)」
2 (01) (02) 欄について
 (10) = (2) + (3) - (9)
3 (03) (04) 欄について
 (10) = (2) + (3) + (4) - (5) - (9)

(厚生省報告例)

第71の3 民生委員（児童委員）の活動状況

(民生委員法・児童福祉法)

都道府県
指定都市
中核市

平成 年度分報告

1	1	0	0	7	1	3		
---	---	---	---	---	---	---	--	--

[illegible]

	そ の 他 の 活 動 件 数 (年 度 中)					活 動 日 数 (6)	訪 問 回 数 (7)
	調 査 (1)	証 明 事 務 (2)	機 関 と の 連 絡 (3)	諸 会 合 ・ 参 加 (4)	確 認 の た め の 訪 問 (5)		
民 生 委 員 (01)							
(再掲) 主任兄(02) 副委員							

審査要領
(1)～(3)

日本工業規格A列4番

第72 社会福祉法人数・認可件数

(社会福祉事業法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 7 2 0

年 県

平成 11 年度分報告

	社会福祉協議会 (1)	共同募金会 (2)	社会福祉事業団 (3)	施設経営法人 (4)	その他 (5)	計 (6)
社会福祉法人数 (年度末現在) (01)						
認可件数 (年度中)						
設立認可件数 (02)						
解散認可(認定)件数 (03)						
合併認可件数 (04)						

日本工業規格 A 列 4 番

審査要領

(01) = 「前年度分報告の (01)」 + (02) - (03) - (04)

第72の2 社会福祉法人等に対する指導・監督

(社会福祉事業法等)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 7 2 2

年 県

平成 11 年度分報告

(社会福祉法人に対する指導)

社会福祉事業法による社会福祉法人に対する指導 (他法において準用する場合を含む) (01)	指 導 の 状 況										
	報告徴収	立入検査	措置命令	業務停止命令	役員解職勧告	解散命令	公益事業又は収益事業の停止の命令 (7)	報告徴収	予算変更勧告	役員解職勧告	財産返還命令
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(8)	(9)	(10)	(11)
								()	()	()	()

(施設又は事業に対する指導)

根拠法	施設(事業)種別	指導の状況								
		報告徴収 (1)	立入検査 (2)	管理規定の変更の命令 (3)	事業の制限の命令 (4)	施設の設備又は運営の改善の勧告 (5)	施設の設備又は運営の改善の命令 (6)	事業の停止の命令 (7)	事業の廃止の命令 (8)	認可(許可)の取消 (9)
生活保護法	保護施設 (02)									
老人福祉法	老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター (03)									
	養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム (04)									
身体障害者福祉法	身体障害者居宅生活支援事業 (05)									
	身体障害者更生支援施設 (06)									
児童福祉法	児童居宅生活支援事業 (07)									
	児童福祉施設 (08)									
知的障害者福祉法	知的障害者居宅生活支援事業 (09)									
	身体障害者更生支援施設 (10)									
社会福祉事業法	知的障害者支援施設 (11)									
	精神障害者社会復帰施設 (12)									
	その他の社会福祉施設等 (13)									

日本工業規格 A 列 4 番

第73 児童相談所経路別児童受付

(児童福祉法)

都道府県名
指定都市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 7 3 0

	都 道 府 県 ・ 市 町 村 (年 度 中)			児童福祉施設・指定 国立療養所等 (年度中)	児童家庭支援 センタ－ (年度中)	警察等 (年度中)	家 庭 裁判所 (年度中)	保健所及び 医 療 機 関 (年度中)		学 校 等 (年度中)		里親・ 保護受 託者 (年度中)	家族・ 親 戚 (年度中)	近隣・ 知 人 (年度中)	児 童 本 人 (年度中)	計 (年度中)	(再 掲)			
	福 祉 事務所 (1)	児 童 委 員 (2)	その他 (3)					保 健 所 (8)	医 療 機 関 (9)	学 校 (10)	教 育 委 員 会 等 (11)						措 置 変 更 (年度中)	期 間 延 長 (年度中)	巡 回 相 談 (年度中)	電 話 相 談 (年度中)
男 (01)																				
女 (02)																				

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 00≤07
- 2 09≤07
- 3 00≤07
- 4 00≤07

第74 児童相談所相談種類別児童受付

(児童福祉法)

都道府県名
指定都市

平成 11 年度分報告

1 1 0 0 7 4 0

	養 護 相 談 (1)	保 健 相 談 (2)	障 害 相 談						非 行 相 談 (9)	育 成 相 談 (10)	性 格 行 動 相 談 (11)	不 登 校 相 談 (12)	適 性 相 談 (13)	し っ け 相 談 (14)	そ の 他 の 相 談 (15)	計 (16)	い じ め 相 談 (再掲) (17)
			肢 体 不 自 由 相 談 (3)	視 聴 覚 障 害 相 談 (4)	言 語 発 達 障 害 等 談 (5)	重 相 症 心 身 障 害 談 (6)	知 的 障 害 相 談 (7)	自 閉 症 相 談 (8)									
0 歳 (01)																	
1 歳 (02)																	
2 歳 (03)																	
3 歳 (04)																	
4 歳 (05)																	
5 歳 (06)																	
6 歳 (07)																	
7 歳 (08)																	
8 歳 (09)																	
9 歳 (10)																	
10 歳 (11)																	
11 歳 (12)																	
12 歳 (13)																	
13 歳 (14)																	
14 歳 (15)																	
15 歳 (16)																	
16 歳 (17)																	
17 歳 (18)																	
18 歳 以 上 (19)																	
計 (20)																	
1歳6ヶ月児精神発達 検査結果公表 (再掲) (21)																	
3歳児精神発達検査結果 公表 (再掲) (22)																	

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談 (06の再掲)(23)

里親・保護受託者、養親希望に関する相談 (24)

審査要領

06の計≒「第73の07の男+女」

日本工業規格A列4番

第75 児童相談所相談種類別処理

都道府県名
指定都市

1 1 0 0 7 5 0
年 県

(児童福祉法)

平成 11 年度分報告

	処 理 件 数 (年 度 中)															未 処 理 件 数 (年 度 末 現 在)	施 設 入 所 待 機 (再 掲)	
	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導 (4)	児 童 委 員 指 導 (5)	導・指導委託 児童家庭支援センター指 導(6)	(会 社) 知 的 障 害 者 福 祉 司 ・ 社 会 福 祉 主 事 指 導 を 含 む 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (7)	訓 戒 ・ 警 約 (8)	児 童 福 祉 施 設		指 定 国 立 療 養 所 等 委 託 (12)	里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託 (13)	法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 (14)	そ の 他 (15)	計 (16)			施 設 入 所 待 機 (再 掲) (17)
	助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	他 機 関 あ っ せ ん (3)						入 所 (9)	通 所 (11)								
養 護 相 談 (01)																		
保 健 相 談 (02)																		
障 害 相 談	肢体不自由相談 (03)																	
	視聴覚障害相談 (04)																	
	言語発達障害等相談 (05)																	
	重症心身障害相談 (06)																	
	知的障害相談 (07)																	
	自閉症相談 (08)																	
	く犯罪行為相談 (09)																	
	違法行為等相談 (10)																	
	性格行動相談 (11)																	
	不登校相談 (12)																	
	適性相談 (13)																	
	しつけ相談 (14)																	
	その他の相談 (15)																	
	計 (16)																	
いじめ相談(再掲) (17)																		

審査要領

(10 + 18) = 「前年度分報告の18」 + 「第74の表側00」

日本工業規格A列4番

第75の3 児童相談所における措置停止・措置中等
の調査・診断・指導

(児童福祉法)

都道府県名
指定都市

1 1 0 0 7 5 3
年 県

平成 11 年度分報告

	措 置 停 止 (1)	調 査 ・ 診 断 ・ 指 導 (2)
児 童 福 祉 施 設 (01)		
指 定 国 立 療 養 所 等 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 知 的 障 害 者 援 護 施 設 (02)		
里 親 ・ 保 護 受 託 者 (03)		

日本工業規格A列4番

第75の4 一時保護児童
(児童福祉法)

都道府県名
指定都市名
平成 11 年度分報告

1 1 0 0 7 5 4
年 県
(所内保護分)

	前年度末 継続保護 (1)	受 付 (年 度 中)				処 理 (年 度 中)							年 度 末 継続保護 (13)
		0～5歳 (2)	6～11歳 (3)	12～14歳 (4)	15歳以上 (5)	児童福祉 施設入所 (6)	里親・保 護受託者 委託 (7)	他の児童 相談所・機 関に移送 (8)	帰 宅 (9)	そ の 他 (10)	計 (11)	延 日 数 (12)	
養 護 (01)													
障 害 (02)													
非 行 (03)													
育 成 (04)													
保健・その他 (05)													
計 (06)													
延 日 数 (07)													

(委託保護分)

	委 託 (年度中) (1)	委 託 解 除 (年 度 中)			
		警 察 等 (2)	児 童 福 祉 施 設 (3)	里親・保護 受 託 者 (4)	そ の 他 (5)
児 童 数 (08)					
延 日 数 (09)					

日本工業規格A列4番

審査要領

上表

- (1)＝「前年度分報告の03」
- (1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＝00＋03
- (6)、(7)、(8)、(9)、(10)の計をそれぞれの延日数
- 00≤02
- 延日数02の計＝計00の延日数

下表

(2)、(3)、(4)、(5)の児童数とそれぞれの延日数

第75の5 児童相談所における調査・診断及び
心理療法・カウンセリング等
(児童福祉法)

都道府県名
指定都市名
平成 11 年度分報告

1 1 0 0 7 5 5
年 県

	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導 (1)	医 学 診 断 指 導			心 理 診 断 指 導					そ の 他 の 診 断 指 導 (10)	心 理 療 法 ・ カ ウ ン セ リ ン グ 等			
		診 察 ・ 指 導 (2)	医 学 的 検 査 (3)	そ の 他 (4)	知 能 検 査 (5)	発 達 検 査 (6)	人 格 検 査 (7)	そ の 他 の 検 査 (8)	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導 (9)		医 師 (11)	心 理 判 定 員 等 (12)	児 童 福 祉 司 等 (13)	そ の 他 の 所 員 (14)
児 童 (01)														
保 護 者 (02)														
そ の 他 (03)														
計 (04)														

日本工業規格A列4番

第75の6 児童相談所における養護相談の理由別処理件数

(児童福祉法)

都道府県
指定都市名

1	1	0	0	7	5	6		
年							県	

平成 11 年度分報告

1 (養護相談の理由)

	養 児 (1)	家 出 (失跡を含む) (2)	死 亡 (3)	離 婚 (4)	傷 病 (入院を含む) (5)	家 族 環 境		そ の 他 (8)	計 (9)
						虐 待 (6)	そ の 他 (7)		
児童福祉施設 に 入 所 (01)									
里親・保護 受託者委託 (02)									
面 接 指 導 (03)									
そ の 他 (04)									

「虐待(6)」の再掲

(1) (虐待相談の経路)

	家 族 (1)	親 戚 (2)	近 隣・ 知 人 (3)	児童本人 (4)	福 祉 事 務 所 (5)	児童委員 (6)	保 健 所 (7)	医療機関 (8)	児童福祉 施設等 (9)	警察等 (10)	学校等 (11)	その他 (12)	計 (13)
相談件数 (05)													

(2) (虐待相談の主な虐待者)

	実 父 (1)	実父以外の父親 (2)	実 母 (3)	実母以外の母親 (4)	その他 (5)	計 (6)
相談件数 (06)						

(3) (被虐待者の年齢・相談種別)

	身体的暴行 (1)	保護の怠慢 ないし拒否 (2)	性的暴行 (3)	心理的虐待 (4)	登校禁止 (5)	計 (6)
0～3歳未満 (07)						
3～学齢前児童 (08)						
小 学 生 (09)						
中 学 生 (10)						
高校生・その他 (11)						
計 (12)						

2 (親権・後見人関係)

	法第28条第1項第1号 ・第2号による措置 (1)	親権喪失宣告の 請 求 (2)	後見人選任の 請 求 (3)	後見人解任の 請 求 (4)
請 求 件 数 (13)				
承 認 件 数 (14)				

日本工業規格A列3番

審査要領

上表 (養護相談の理由)

- 1 (9)の児童福祉施設に入所＝「第75の養護相談の(9)＋(11)」
- 2 (9)の里親・保護受託者委託＝「第75の養護相談の(13)」
- 3 (9)の面接指導＝「第75の養護相談の(1)＋(2)＋(3)」
- 4 (9)のその他＝「第75の養護相談の(10)－{(1)＋(2)＋(3)＋(9)＋(11)＋(13)}」
- 5 虐待(6)の合計＝虐待相談の経路の計(13)
＝虐待相談の主な虐待者の計(6)
＝被虐待者の年齢・相談種別の計(6)の計(12)

第76 児童福祉施設・在所有者
及び里親委託児童
(児童福祉法)

都道府県名
指定都市

平成 年 月分報告

		7	6	0	
年	月				県

		初 日 施設数 (1)	初 日 定 員 (2)	初 日 在 籍 措置員 (3)	其 他 (4)	入 所 (月中) 措置員 (5)	其 他 (6)	退 所 (月中) 措置員 (7)	其 他 (8)	月 末 在 籍 措置員 (9)	其 他 (10)
乳児院〔人員については短期 入所分を除く〕	公立 (01)										
	私立 (02)										
児 童 養 護 施 設	公立 (03)										
	私立 (04)										
情緒障害児短期治療施設	公立 (05)										
	私立 (06)										
児童自立支援施設	入 所 公立 (07)										
	私立 (08)										
	通 所 公立 (09) ()										
	私立 (10) ()										
児 童 館	公立 (11)										
	私立 (12)										
児 童 遊 園	公立 (13)										
	私立 (14)										

乳児院 (短期入所措置分)	月中に在籍した実人員	公立 (15)	
		私立 (16)	
	月中に在籍した者の延回数	公立 (17)	
		私立 (18)	
	月中に在籍した者の延日数	公立 (19)	
		私立 (20)	

初日現在里親委託児童数 (21)	
再掲 短期里親委託児童数 (22)	

日本工業規格 A 列 4 番 (11年度分)

記入要項

(1)、(2)が前月分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- (9) = 「前月分報告の(9)」 + (5) - (7)
- (10) = 「前月分報告の(10)」 + (6) - (8)
- 「前月分報告の(9)」 + (5) ≥ (3) ≥ 「前月分報告の(9)」 - (7)
- 「前月分報告の(10)」 + (6) ≥ (4) ≥ 「前月分報告の(10)」 - (8)
- 「(1)の (07)、(08)」 ≥ 「(1)の (09)、(10)」

- 09 ≤ 07 ≤ 08
- 08 ≤ 08 ≤ 09
- 09、07、08のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。
- 08、08、09のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。
- 07 ≥ 09

第76の2 児童福祉施設・在所有者及び
指定国立療養所等委託児童
(児童福祉法)

都道府県名
指定都市

平成 11 年度分報告

1	1	0	0	7	6	2	
年						県	

		施設数 (1)	定 員 (2)	入 所 (年度中) 措置員 (3)	其 他 (4)	退 所 (年度中) 措置員 (5)	其 他 (6)	年度末在籍 措置員 (7)	其 他 (8)
知的障害児施設	公立 (01)								
	私立 (02)								
自閉症児施設	公立 (03)								
	私立 (04)								
知的障害児通園施設	公立 (05)								
	私立 (06)								
盲 児 施 設	公立 (07)								
	私立 (08)								
ろうあ児施設	公立 (09)								
	私立 (10)								
難聴幼児通園施設	公立 (11)								
	私立 (12)								
肢体不自由児施設	入 所 公立 (13)								
	私立 (14)								
	通 園 公立 (15) ()								
	私立 (16) ()								
肢体不自由児通園施設	公立 (17)								
	私立 (18)								
肢体不自由児療護施設	公立 (19)								
	私立 (20)								
重症心身障害児施設	公立 (21)								
	私立 (22)								

指定国立療養所等 委託児童数	肢体不自由児 (23)	
	重症心身障害児 (24)	

審査要領

- (7) = 「前年度分報告の(9)」 + (3) - (5)
- (8) = 「前年度分報告の(10)」 + (4) - (6)
- 「(1)の(13)、(14)」 ≥ 「(1)の(19)、(20)」

日本工業規格 A 列 4 番

(厚生省報告例)

第77 助産施設・母子生活支援施設在所有者
(児童福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

年 月 日 7 7 0

平成 年 月分報告

			初 日 施 設 数	初 日 定 員	初 日 在 籍		入 所 (月中)		退 所 (月中)		月 末 在 籍	
			(1)	(2)	措 置	私的契約	措 置	私的契約	措 置	私的契約	措 置	私的契約
助 産 施 設	公 立	(01) 人 員										
	私 立	(02)										
母 子 生 活 支 援 施 設	公 立	世帯数 (03)										
		人 員 (04)										
	私 立	世帯数 (05)										
		人 員 (06)										

記入要領
(1)、(2)が前月分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

日本工業規格A列4番(11年度分)

- 審査要領
- (9) = 「前月分報告の(9)」 + (5) - (7)
 - (10) = 「前月分報告の(10)」 + (6) - (8)
 - 「前月分報告の(9)」 + (5) ≥ (3) ≥ 「前月分報告の(9)」 - (7)
 - 「前月分報告の(10)」 + (6) ≥ (4) ≥ 「前月分報告の(10)」 - (8)

5 (03) ≤ (04)
6 (05) ≤ (06)

(厚生省報告例)

第 77 の 2 母子健康センターの設置状況
(母子保健法)

1 1 0 0 7 7 2

都道府県名

平成 11 年度分報告

	設 置 状 況 (年 度 末 現 在)				
	市 立 (1)	町 立 (2)	村 立 (3)	組 合 立 (4)	計 (5)
母 子 健 康 セ ン タ ー 数 (01)					
(再掲) 助産部門を有しているもの (02)					

日本工業規格A列4番

(厚生省報告例)

第78 保育所・在所者

(児童福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 年 月 日 月分報告

			7	8	0					
年		月		県						
						平成	年	月分報告		
	初日施設数	初日定員	初 日 在 籍		月 途 中				月 末 在 籍	
			入 所 人 員	私の契約人員	入 所 人 員	私の契約 入所人員(6)	退 所 人 員	私の契約 退所人員(8)	入 所 人 員	私の契約人員
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(7)		(9)	(10)
公営 (01)										
私営 (02)										

	保育単価適用年齢階層				
	0歳 (1)	1・2歳 (2)	3歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)
初日入所人員 (03)					

日本工業規格A列4番(11年度分)

記入要領

(1)、(2)が前月分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- 1 (9) = 「前月分報告の(9)」 + (5) - (7)
- 2 (10) = 「前月分報告の(10)」 + (6) - (8)
- 3 「前月分報告の(9)」 + (5) ≥ (3) ≥ 「前月分報告の(9)」 - (7)
- 4 「前月分報告の(10)」 + (6) ≥ (4) ≥ 「前月分報告の(10)」 - (8)
- 5 「上表の(3)の公営+私営」 = 下表の(5)
- 6 「10月分報告の上表の(3)の公営」 = 「第78の2の(10)の公営初日入所人員」
- 7 「10月分報告の上表の(3)の私営」 = 「第78の2の(10)の私営初日入所人員」

(厚生省報告例)

第78の2 保育所の費用徴収階層別入所人員

及び運営費

(児童福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

平成 11 年 10 月分報告

1	1	1	0	7	8	2	県
---	---	---	---	---	---	---	---

	第1階層 (1)	第2階層			第3階層			第4階層			第5階層		
		基準額 徴収分 (2)	半額 徴収分 (3)	1/10額 徴収分 (4)	基準額 徴収分 (5)	半額 徴収分 (6)	1/10額 徴収分 (7)	基準額 徴収分 (8)	半額 徴収分 (9)	1/10額 徴収分 (10)	基準額 徴収分 (11)	半額 徴収分 (12)	1/10額 徴収分 (13)
公営	初日入所人員(01)	()	()	()	()	()	()						
	月途中入所人員(02)	()	()	()	()	()	()						
	月途中退所人員(03)	()	()	()	()	()	()						
私営	初日入所人員(04)	()	()	()	()	()	()						
	月途中入所人員(05)	()	()	()	()	()	()						
	月途中退所人員(06)	()	()	()	()	()	()						

		第6階層			第7階層			計 (20)
		基準額 徴収分 (14)	半額 徴収分 (15)	1/10額 徴収分 (16)	基準額 徴収分 (17)	半額 徴収分 (18)	1/10額 徴収分 (19)	
公営	初日入所人員(01)							
	月途中入所人員(02)							
	月途中退所人員(03)							
私営	初日入所人員(04)							
	月途中入所人員(05)							
	月途中退所人員(06)							

運営費	
保育単価による支弁額 (千円)	徴収金基準額による徴収額 (千円)

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 「(10)の公営初日入所人員」 = 「第78の10月分報告の上表の(3)の公営」
- 2 「(10)の私営初日入所人員」 = 「第78の10月分報告の上表の(3)の私営」

(厚生省報告例)

第79 里 親

(児童福祉法)

都道府県名
指定都市

1 1 0 0 7 9 0
年 県

平成 11 年度分報告

		前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)
登録里親数 (01)					
児童が委託されている里親数 (02)					
再掲	登録短期里親数 (03)				
	児童が委託されている短期里親数 (04)				

日本工業規格A列4番

審査要領

- (1) = 「前年度分報告の(4)」
- (4) = (1) + (2) - (3)

(厚生省報告例)

第79の2 里親に委託されている児童

(児童福祉法)

都道府県名
指定都市

1 1 0 0 7 9 2
年 県

平成 11 年度分報告

	新規又は措置変更により委託された児童数（年度中）	措置を解除又は変更された児童数（年度中）															年度末現在委託児童数
		解 除											変 更				
		児 童 福 祉 施 設 （1）	家 庭 から 受 託 （2）	そ の 他 （3）	計 （4）	保 護 の 必 要 が （5）	養 子 縁 組 （6）	満 年 （7）	逃 亡 （8）	死 亡 （9）	就 職 （10）	そ の 他 （11）	計 （12）	児 童 福 祉 施 設 に 入 所 （13）	委 託 の 他 （14）	そ の 他 （15）	
里親に委託された児童（01）																	
再掲 短期里親に委託された児童（02）																	

		年齢階級別委託児童数 (年度末)					
		0歳 (1)	1～6歳 (2)	7～12歳 (3)	13～15歳 (4)	16歳以上 (5)	計 (6)
里親に委託されている児童	男 (03)						
	女 (04)						
再掲	短期里親に委託されている児童 (05)						

審査要領

- (07) = 「前年度分報告の(07)」 + (4) - (12) - (16)
- 「(07)の里親に委託された児童」 = 「下表の(6)の里親に委託されている児童の男 + 女」
- 「(07)の再掲短期里親に委託された児童」 = 「下表の(6)の再掲短期里親に委託されている児童」

日本工業規格A列4番

(厚生省報告例)

第80 保護受託者・保護受託者に委託されている児童
(児童福祉法)

1 1 0 0 8 0 0
年 県

都道府県名
指定都市名
平成 11 年度分報告

	前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)
登録保護受託者数(01)				
児童が委託されている 保護受託者数(02)				

保護受託者に委託されてい る委託児童数(年度末現在)(03)	
-----------------------------------	--

審査要領
1 (1)＝「前年度分報告の(4)」
2 (4)＝(1)＋(2)－(3)

日本工業規格A列4番

(厚生省報告例)

第83 福祉事務所における処理
(児童福祉法)

1 1 0 0 8 3 0
年 県

都道府県
指定都市名
中核市
平成 11 年度分報告

処 理 件 数 (年度中)								
知的障害者福祉司又は 社会福祉主事の指導 (1)	施設入所措置 (2)		児童福祉法 第22条・第23条 の報告又は通知 (4)	児童相談所へ送 致又は通知等 (5)	児童相談所の委 嘱による調査の 完了 (法第18条の 2第2項に よるもの) (6)	他の機関にあっ せん・紹介 (7)	相談・助言 その他 (8)	計 (9)
	助産施設 (2)	母子生活 支援施設 (3)						

受 付 経 路 別 処 理 件 数 (年度中)												
発 見 (1)	児童委員 から通告 (2)	児童相談所 から送致 (法第26条 第1項第 3号によ るもの) (3)	児童相談所 から委嘱 (法第18条 の2第2 項による もの) (4)	保健所から 通 知 (5)	警察関係 から通告 (6)	その他都道 府県(指定 都市を含む) 関係から通 告 (7)	市町村(指 定都市を除 く。)から 通 告 (8)	学校から 相 談 (9)	家族・親せ きから相談 (10)	本人から 相 談 (11)	その他から 通 告 等 (12)	計 (13)

審査要領
1 上表の(6)＝下表の(4)
2 上表の(9)＝下表の(13)

日本工業規格A列4番

第83の2 家庭児童相談室における相談
(児童福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

1	1	0	0	8	3	2	
年		県					

平成 11 年度分報告

性 格 習 ・ 慣 生 等 (1)	知 能 ・ 言 語 (2)	学 生 活 等			非 行 (6)	家 族 関 係 (7)	環 境 福 祉 (8)	障 害 (9)	そ の 他 (10)	計 (11)
		人 関 間 係 (3)	登 拒 校 否 (4)	そ の 他 (5)						

日本工業規格A列4番

第84 身体障害児童の育成医療・未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付
(児童福祉法・母子保健法)

都道府県
指定都市名
中核市

1	1	0	0	8	4	0	
年		県					

平成 11 年度分報告

			給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	公 費 負 担 額		用 額		支払決定実人員 (7)	
					委託報酬による 支払決定額 (3) (千円)	その他による 支払決定額 (4) (千円)	社会保険・結核 予防法による 負担額 (5) (千円)	自 己 負 担 額 (6) (千円)		
育 成 医 療	入 院	肢 休 不 自 由 (01)								
		視 覚 障 害 (02)								
		聴覚・平衡機能障害 (03)								
		音声・言語・しゃく機能障害 (04)								
		内臓障害	心 臓 (05)							
			腎 臓 (06)							
			小 腸 (07)							
			そ の 他 (08)							
		免 疫 機 能 障 害 (09)								
		計 (10)								
	通 院	肢 体 不 自 由 (11)								
		視 覚 障 害 (12)								
		聴覚・平衡機能障害 (13)								
		音声・言語・しゃく機能障害 (14)								
		内臓障害	腎 臓 (15)							
			小 腸 (16)							
			そ の 他 (17)							
		免 疫 機 能 障 害 (18)								
		計 (19)								
		訪 問 看 護 (20)								
養 育 医 療 (21)										
療育の 給 付	骨 関 節 結 核 (22)									
	骨関節結核以外の結核 (23)									

記入要領
「療育の給付」欄で(4)に計上数がなく、(7)に計上数があるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領
1 (3)、(4)、(5)、(6)のいずれかに計上数があるときは(7)にも計上数があること。
2 (6)の養育医療額(22)+(4)
3 (6)の療育の給付(22)、(23) ≤ (3)+(4)
4 療育の給付の(7)に計上数があるときは(4)にも計上数があること。

日本工業規格A列4番

第 85 身体障害児童の補装具交付及び修理

(児童福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 8 5 0

年 県

平成 11 年度分報告

		交 付				修 理			
		申請件数	決定件数	金 額		申請件数	決定件数	金 額	
				児童福祉法に よる公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)			児童福祉法に よる公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
義 肢	義 手 (01)								
	義 足 (02)								
装 具	下 肢 (03)								
	靴 型 (04)								
	体 幹 (05)								
	上 肢 (06)								
座位保 持装置	普 通 型 (07)								
	そ の 他 (08)								
盲 人 安 全 つ え (09)									
義 眼 (10)									
眼 鏡	色 め が ね (11)								
	矯 正 眼 鏡 (12)								
	遮 光 眼 鏡 (13)								
	コンタクトレンズ (14)								
点 字	弱 視 眼 鏡 (15)								
	器 (16)								
補聴器	標 準 型 箱 形 (17)								
	標 準 型 耳 掛 形 (18)								
	高 度 難 聴 用 箱 形 (19)								
	高 度 難 聴 用 耳 掛 形 (20)								
	挿 耳 型 (レディメイド) (21)								
	挿 耳 型 (オーダーメイド) (22)								
人 工 喉 頭	骨 導 型 (23)								
	笛 式 (24)								
車いす	電 動 式 (25)								
	普 通 型 (26)								
そ の 他 (27)									
電 動 車 い す (28)									
座 位 保 持 い す (29)									
起 立 保 持 具 (30)									
歩 行 器 (31)									
頭 部 保 護 帽 (32)									
頭 部 保 持 具 (33)									
排 便 補 助 具 (34)									
収 尿 器 (35)									
ス ト マ 用 装 具 (36)									
歩 行 補 助 つ え (37)									
そ の 他 (38)									
計 (39)									

日本工業規格A列3番

記入要領

コンタクトレンズ、補聴器等の様に右と左でそれぞれ1件として交付されるものは、右と左と同時に申請があった場合は「2」と計上すること。

審査要領

- (2)に計上数があるときは(3)、(4)のいずれかに計上数があること。
- (6)に計上数があるときは(7)、(8)のいずれかに計上数があること。
- $\frac{(3)+(4)}{(2)} \leq 1$ 件当たりの交付基準額
- $\frac{(7)+(8)}{(6)} \leq 1$ 件当たりの修理基準額

第86 障害児（者）短期入所事業実施状況

(児童福祉法・知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市1 1 0 0 8 6 0
年 県

平成 11 年度分報告

施設区分	実 施 設 数	重症心身障害児・者								重度身体障害児 重度知的障害児・者								中・軽度身体障害児 中・軽度知的障害児・者							
		被保護世帯				その他の世帯				被保護世帯				その他の世帯				被保護世帯				その他の世帯			
		社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由	社会的 理由	私的 理由
		延人員 (1)	延日数 (2)	延人員 (3)	延日数 (4)	延人員 (5)	延日数 (6)	延人員 (7)	延日数 (8)	延人員 (9)	延日数 (10)	延人員 (11)	延日数 (12)	延人員 (13)	延日数 (14)	延人員 (15)	延日数 (16)	延人員 (17)	延日数 (18)	延人員 (19)	延日数 (20)	延人員 (21)	延日数 (22)	延人員 (23)	延日数 (24)
児童福祉施設（医療型を除く。）(01)																									
児童福祉施設（医療型に限る。）(02)																									
知的障害者援護施設(03)																									
身体障害者更生援護施設(04)																									
その他の施設(05)																									
計(06)																									

日本工業規格A列4番

審査要領

1 延人員≤延日数

第88 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律)

8 8 0
年 月 県

都道府県名

平成 年 月分報告

	前月末現在 未処理件数 (1)	認定請求書 受付件数 (月中) (2)	受給資格認定件数(月中) 受給者 (3)	支給停止者 (4)	却下件数 (月中) (5)	月末現在 未処理件数 (6)
障害児福祉手当(01)						
特別障害者手当(02)						

	前 月 末 現 在 数 (1)	月 中 の 異 動										月 末 現 在 数 (13)
		新 規 認 定 (2)	支 給 停 止 解 除 (3)	他区 の域 から 施設 転入 した 管轄 する (4)	受 給 資 格 喪 失 (5)	受 給 資 格 喪 失 (6)	法第17条第2 号若しくは第 26条の2各号 規則第1条各 号若しくは第 14条各号又は 改正省令附則 第2条各号に 入所した (7)	受給者が死亡 した (8)	その他 (9)	計 (10)	支 給 停 止 に な っ た (11)	他区 の域 へ転 出 した 管轄 する (12)
障害児福祉手当	受給者数(03)											
支給者数	本人所得(04)											
扶養義務者等所得(05)												
特別障害者手当	受給者数(06)											
支給者数	本人所得(07)											
扶養義務者等所得(08)												
福祉手当(経過措置)	受給者数(09)											
支給者数	本人所得(10)											
扶養義務者等所得(11)												

審査要領

上 表

1 (1) = 「前月分報告の(6)」

2 (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)

3 (3) = 「下表の(2)の受給者数」

4 (4) = 「下表の(2)の支給停止者数 (本人所得 + 扶養義務者等所得)」

下 表

5 (1) = 「前月分報告の(13)」

6 「(13)の受給者数」 = (1) + (2) + (3) + (4) - (10) - (11)

7 「(13)の支給停止者数 (本人所得、扶養義務者等所得)」 = (1) + (2) - (3) + (4) - (10) + (11) - (12)

8 「(13)の受給者数」 = 「(3)の支給停止者数 (本人所得 + 扶養義務者等所得)」

9 「(13)の受給者数」 = 「(11)の支給停止者数 (本人所得 + 扶養義務者等所得)」

日本工業規格A列4番 (11年度分)

(厚生省報告例)

第90 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

都道府県名

平成 年 月分報告

9 0 0

前月未処理件数	月末現在受給件数	認定請求件数(月中)	受給資格認定件数(月中)	却下件数(月中)	月末現在未処理件数	現況・所得状況照会受付件数(月中)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)

受給者数	支給対象者数	支給停止者数	支給停止障害児数	前月末現在数	月 中 の 異 動										手 改 定	再認定区分の よび変更 数	月末現在数
					新規認定	支給停止解除	他からの認定府県入	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失			
					(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)			
受給者数 (01)				(1)													
支給対象者数	身体障害	外部障害	1級 (02)														
			2級 (03)														
		内部障害	1級 (04)														
			2級 (05)														
	知的障害	知的障害	1級 (06)														
			2級 (07)														
		知的障害以外の精神障害	1級 (08)														
			2級 (09)														
	重複障害	重複障害	1級 (10)														
			2級 (11)														
		計	1級 (12)														
			2級 (13)														
支給停止者数	本人所得 (14)	扶養義務者等所得 (15)															
支給停止障害児数	1級 (16)																
	2級 (17)																

日本工業規格A判3番 (11年度分)

記入要領
①②③は「+」、「-」で計上すること。

審査要領

上表

- 1 (1) = 「前月分報告の(6)」
 2 (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)
 3 (3) = 「下表の表頭2の表頭 (01)」
 4 (4) = 「下表の表頭2の表頭 (14) + (15)」

下表

- 5 (1) = 「前月分報告の(01)」
 6 表頭01の表頭 (01) = (1) + (2) + (3) + (4) - (01) - (02) - (03) - (04) - (05)
 7 (02) = (13) = (1) + (2) + (3) + (4) - (01) - (02) - (03) - (04) - (05)
 8 (14) = (15) = (1) + (2) - (3) + (4) - (01) - (02) - (03) - (04) - (05)
 9 (16) = (17) = (1) + (2) - (3) + (4) - (01) - (02) - (03) - (04) - (05)
 10 表頭03の表頭 (01) = 表頭03の表頭 (14) + (15)
 11 (12) = (16)
 12 (13) = (17)
 13 表頭01の表頭 (01) = 表頭01の表頭 (14) + (15)
 14 表頭01の表頭 (12) = 表頭01の表頭 (16)
 15 (13) = (17)
 16 表頭 (01) = 0のとき「表頭 (12) + (13)」 = 0
 17 表頭 (01) ≥ 1のとき「表頭 (12) + (13)」 = 0
 18 表頭 (14) + (15) = 0のとき「表頭 (16) + (17)」 = 0
 19 表頭 (14) + (15) ≥ 1のとき「表頭 (14) + (15)」 ≤ 「表頭 (16) + (17)」
 20 表頭09の表頭 (12) + (13) = 0
 21 (16) + (17) = 0

(厚生省報告例)

第91 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況

(児童扶養手当法)

都道府県名

平成 年 月分報告

9 1 0

前月未処理件数	月末現在受給件数	認定請求件数(月中)	受給資格認定件数(月中)	却下件数(月中)	月末現在未処理件数	現況・所得状況照会受付件数(月中)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)

受給者数	支給対象者数	支給停止者数	支給停止障害児数	前月末現在数	月 中 の 異 動										手 改 定	再認定区分の よび変更 数	月末現在数
					新規認定	全部支給停止解除	他からの認定府県入	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失			
					(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)			
受給者数	児童扶養手当受給対象者 (03)	児童扶養手当受給対象者 (04)	児童扶養手当受給対象者 (05)	(1)													
支給停止者数	本人所得 (06)	扶養義務者等所得 (07)															

受給者数	支給対象者数	支給停止者数	支給停止障害児数	前月末現在数	月 中 の 異 動										手 改 定	再認定区分の よび変更 数	月末現在数
					新規認定	全部支給停止解除	他からの認定府県入	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失	受給資格喪失			
					(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)			
受給者数	児童扶養手当受給対象者 (07)	児童扶養手当受給対象者 (08)	児童扶養手当受給対象者 (09)	(1)													

日本工業規格A判3番 (11年度分)

受給者数	支給対象者数	支給停止者数	支給停止障害児数	前月末現在数	手当の支給額(月中)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

審査要領

上表

- 1 (1) = 「前月分報告の(6)」
 2 (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)
 3 (3) = 「中表の表頭2の表頭 (03)」
 4 (4) = 「中表の表頭2の表頭 (05) + (06)」

中表

- 5 (1) = 「前月分報告の(01)」
 6 表頭01の表頭 (04) = (1) + (2) + (3) + (4) + (5) - (04) - (05) - (06) - (07)
 7 表頭01の表頭 (05) = (1) + (2) - (3) - (4) + (5) - (04) - (05) - (06) - (07)
 8 (3)(4)の「表頭 (03) + (04)」 = (3)(4)の「表頭 (05) + (06)」
 9 表頭01の表頭 (03) + (04) = 表頭01の表頭 (05) + (06)

下表

- 10 表頭 (07) の(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) = 中表の表頭01の表頭 (03)
 11 表頭 (07) の(8) + (9) = 中表の表頭01の表頭 (03)
 12 表頭 (07) の(10) + (11) = 中表の表頭01の表頭 (03)
 13 表頭 (07) の(12) + (13) + (14) = 中表の表頭01の表頭 (03)
 14 表頭 (07) の(15) + (16) + (17) + (18) + (19) = 中表の表頭01の表頭 (03)

最下表

- 20 (1) + (2)の表頭 (09) ≤ 中表の表頭01の表頭 (03)
 21 (1) + (2)の表頭 (10) ≤ 中表の表頭01の表頭 (04)
 22 (3) < 中表の表頭01の表頭 (03) + (04)

(厚生省報告例)

第92 知的障害者更生相談所における処理

(知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市名

1 1 0 0 9 2 0

年

県

平成

11

年度分報告

	取 扱 実 人 員 (1)	相 談 内 容								判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数				
		施 設 (2)	職 親 委 託 (3)	職 業 (4)	医 療 保 健 (5)	生 活 (6)	教 育 (7)	療 育 手 帳 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)	医 学 的 判 定 (11)	心 理 判 定 (12)	職 能 判 定 (13)	そ の 他 の 判 定 (14)	計 (15)	施 設 入 所 (16)	療 育 手 帳 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)
来所(01)																			
巡回(02)																			

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

(1)≤(10)+(15)

(厚生省報告例)

第92の2 福祉事務所における知的障害者相談

(知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市

1 1 0 0 9 2 2

年

県

平成

11

年度分報告

相 談 実 人 員 (1)	相 談 内 容								
	施 設 (2)	職 親 委 託 (3)	職 業 (4)	医 療 保 健 (5)	生 活 (6)	教 育 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)	

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

(1)≤(9)

第92の3 知的障害者援護施設・在所者等
(知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市
平成 11 年度分報告

1	1	0	0	9	2	3		
年							県	

			施設数 (1)	定員 (2)	入所（年度中）		退所（年度中）	
					措置人 (3)	職員 (4)	その他 (5)	措置人 (6)
知的障害者 更生施設	入所	公立(01)						
		私立(02)						
	通所	公立(03)						
		私立(04)						
知的障害者 授産施設	入所	公立(05)						
		私立(06)						
	通所	公立(07)						
		私立(08)						
知的障害者 通所施設		公立(09)						
		私立(10)						
知的障害者 福祉ホーム		公立(11)						
		私立(12)						

平成 11 年度分報告		
年度末在籍		
措置人 (7)	職員 (8)	その他 (9)

審査要領
1 (7) = 「前年度分報告の(7)」 + (3) - (5)
2 (8) = 「前年度分報告の(8)」 + (4) - (6)

日本工業規格 A 列 4 番

第92の4 職親・職親に委託されている知的障害者
(知的障害者福祉法)

都道府県
指定都市名
中核市
平成 11 年度分報告

1

1

0

0

9

2

4

年

県

中核市

平成11年度分報告

	前年度末現在 (1)	新規（年度中） (2)	取消（年度中） (3)	年度末現在 (4)
登録職親数 (01)				
知的障害者が委託されている職親数 (02)				

	年度末現在委託知的障害者数		
	同居 (1)	通所 (2)	計 (3)
男 (03)			
女 (04)			

審査要領
上表
1 (1) = 「前年度分報告の(4)」
2 (4) = (1) + (2) - (3)

日本工業規格 A 列 4 番

第92の5 療育手帳交付台帳登載数

(知的障害者福祉法)

都道府県名
指定都市名

1 1 0 0 9 2 5
年 県

平成 11 年度分報告

		前年度末現在	新規交付 (年度中)	転入 (年度中)	転出・返還 (年度中)	変 更 (年度中)		年 度 末 現 在
		(1)	(2)	(3)	(4)	18歳に達した場合 (5)	障 害 程 度 (6)	(7)
A (重 度)	18 歳 未 満 (01)							
	18 歳 以 上 (02)							
B (中軽度)	18 歳 未 満 (03)							
	18 歳 以 上 (04)							
計 (05)								

日本工業規格A列4番

記入要領

- (5)、(6)欄は「+」・「-」で計上すること。
- 本年度中に18歳に達し、かつ、障害程度に変更があった場合は、まず「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害程度(6)」で障害程度の変更を処理すること。
また、障害程度に変更があり、かつ、18歳に達した場合は、まず「障害程度(6)」で障害の変更を処理し、次いで「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理すること。

審査要領

- (1) = 「前年度分報告の(7)」
- (7) = (1) + (2) + (3) - (4) + (5) + (6)
- (5)のA、Bの各欄 18歳未満 + 18歳以上 = 0
- (6)のA(重度)の18歳未満 + B(中軽度)の18歳未満 = 0
- (6)のA(重度)の18歳以上 + B(中軽度)の18歳以上 = 0

第93 戦傷病者手帳交付台帳登載数

(戦傷病者特別保護法)

都道府県名

1 1 0 0 9 3 0
年 県

平成 11 年度分報告

	軍 人								軍 属								合 計							
	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	8項症	9項症	その他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	8項症	9項症	その他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	8項症	9項症	その他	計
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)
視覚障害 (01)																								
聴覚障害 (02)																								
言語機能 障害 (03)																								
身体 不自由 (04)																								
中枢神経 機能障害 (05)																								
その他 (06)																								
計 (07)																								

日本工業規格A列3番

第94 戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者数並びに更生医療給付決定件数

1 1 0 0 9 4 0

(戦傷病者特別援護法)

都道府県名

平成 11

年度分報告

		前年度末患者数			年度中異動状況										年度末患者数		
		指定医療機関 (1)	一般医療機関 (2)	計 (3)	新規患者数			変更患者数		減少患者数					指定医療機関 (14)	一般医療機関 (15)	計 (16)
					新規	転入	計 (6)	入院外から入院 (7)	入院から入院外 (8)	治癒 (9)	中断 (10)	死亡 (11)	転出 (12)	計 (13)			
入院	結核 (01)																
	精神病 (02)																
	その他 (03)																
	計 (04)																
入院外	結核 (05)																
	精神病 (06)																
	その他 (07)																
	計 (08)																
計	結核 (09)																
	精神病 (10)																
	その他 (11)																
	計 (12)																
法附則第11項該当者 (再掲)																	
療養手当受給者数 (年度末現在) (15)																	
更生医療給付決定件数 (16)																	

記入要領

法附則第11項該当者のうち、新たに戦傷病者手帳を交付した場合は、その旨を欄外に注記すること。

審査要領

- 1 (1) = 「前年度分報告の04」 (2) = 「前年度分報告の05」 (3) = 「前年度分報告の06」
 2 06の表側の入院、法附則第11項該当者の入院欄 = (3) + (6) + (7) - (8) - 03
 3 06の表側の入院外、法附則第11項該当者の入院外欄 = (3) + (6) - (7) + (8) - 03
 4 06の表側の計欄 = (3) + (6) - 03

日本工業規格A列4番

(厚生省報告例)

第96 戦傷病者の補装具交付及び修理

1 1 0 0 9 6 0

(戦傷病者特別援護法)

都道府県名

平成 11

年度分報告

		交 付			修 理		
		請 求 件 数 (1)	決 定 件 数 (2)	金 額 (3) (千円)	請 求 件 数 (4)	決 定 件 数 (5)	金 額 (6) (千円)
義 肢	義 手 (01)						
	義 足 (02)						
装 具 (03)							
座 位 保 持 装 置 (04)							
盲 人 安 全 つ え (05)							
義 眼 (06)							
眼 鏡 (07)							
点 字 器 (08)							
補 聴 器 (09)							
人 工 喉 頭 (10)							
車 い す (11)							
電 動 車 い す (12)							
歩 行 器 (13)							
頭 部 保 護 帽 (14)							
収 尿 器 (15)							
ス ト マ 用 装 具 (16)							
歩 行 補 助 つ え (17)							
そ の 他 (18)							
計 (19)							

審査要領

- 1 (2)に計上数があるときは(3)にも計上数があること。
 2 (5)に計上数があるときは(6)にも計上数があること。

- 3 (3) ≤ 1件当たりの交付基準額
 (2)
 4 (6) ≤ 1件当たりの修理基準額
 (5)

日本工業規格A列4番

(厚生省報告例)

第97 戦傷病者乗車券引換証受給者数

(戦傷病者特別援護法)

1	1	0	0	9	7	0	
年						県	

都道府県名

平成

11

年度分報告

	特別 項 症 (1)	第 一 項 症 (2)	第 二 項 症 (3)	第 三 項 症 (4)	第 四 項 症 (5)	第 五 項 症 (6)	第 六 項 症 (7)	第 一 款 症 (8)	第 二 款 症 (9)	第 三 款 症 (10)	第 四 款 症 (11)	第 五 款 症 (12)	目 症 (13)	計 (14)
甲 種(01)														
乙 種(02)														

日本工業規格A列4番

SAMPLE